

# 経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策

1. 高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構の貸与型奨学金の申込み受付について

## (1) 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象として、認定を受けた者に対して、授業料等減免の支援を行うことになっています。また、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が当該者に対して給付型奨学金の支給を行っています。

## (2) 機構の貸与型奨学金

幅広い世帯の方を対象として、学生等に無利子奨学金及び有利子奨学金の貸与を行っています。

2. やむを得ない事由により家計が急変した学生等に対する支援について  
やむを得ない事由により家計が急変した世帯の学生等に対しては、1. に記載した高等教育の修学支援新制度及び機構の貸与型奨学金の両制度において、随時申込みを受け付けます。

- 3 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧

経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧について、令和5年1月時点で改めてまとめました。文部科学省ホームページの特設サイト及び厚生労働省のリーフレットにアクセスできるQRコードも掲載しております。

# 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和5年1月～） ※学生等向け

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

**高等教育の修学支援新制度**  
(年収～380万円程度(両親・子2人世帯の場合))

返済不要!

- **授業料等減免** 年額最大70万円  
(住民税非課税世帯・私立大学生の場合。別途入学金も支援)
- **給付型奨学金** 年額最大91万円  
(住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合。)

高等教育の  
修学支援新制度  
特設HPはこちら



- ※令和5年4月から各学校で申込受付開始
- ※新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可!

**大学等独自の授業料等減免など**  
(「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯)

経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予や大学等独自に授業料等減免**を行っている場合がありますので、個別に大学等に御相談ください。



修学支援  
新制度

「高等教育の修学支援」  
公式キャラクター  
・まねこ先生(左)  
・まなびーニャ(右)

具体的な要件・  
申請手続きの詳細・  
その他支援策はこちら



**日本学生支援機構 (JASSO) の貸与型奨学金**

無利子:年収～800万円程度 / 有利子:年収～1,140万円程度 (両親・子2人世帯の場合)

- **無利子** 月額最大6.4万円(年額76.8万円)の貸与
- **有利子** 月額最大12万円(年額144万円)の貸与

- ※令和5年4月から各学校で申込受付開始
- ※新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可!

返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

- ◎国の教育ローン **学生1人に最大450万円融資**: 日本政策金融公庫
  - ◎生活福祉資金貸付制度(教育支援資金) **最大月6.5万円無利子で貸付**: 都道府県社会福祉協議会
  - ◎母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ: 都道府県・政令市・中核市 等
- このほかにも、生活を支えるための支援策があります。厚生労働省がまとめるリーフレットをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13694.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html)

厚生労働省HP  
リーフレットはこちら



# 新制度の周知にあたっての大学等の皆様方へのお願い

各大学等の皆様方のご理解・ご協力により、新制度については、多くの学生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす学生等が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

## ポイント① 4月より在学採用（1次募集）の申込みが始まります。

予約採用（進学前）で申し込めなかった方であっても、4月以降の在学採用で申し込むことができます。  
（新制度では、どちらで申し込んでも支援内容や基準は変わりません。）

## ポイント② 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

無利子貸与奨学金との併給に制限がかかることにより手元に入る現金が減ることを理由に、本制度への申込みを避けるケースもあると伺っています。このような方には、ほとんどの場合、授業料等減免と給付型奨学金との支援を併せて受けることにより、全体としては今までより大きな支援を受けられることを理解いただくことが大切であると考えています。

## ポイント③ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただくようご案内ください。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター  
 【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

文部科学省 特設ホームページ  
**「学びたい気持ちを応援します」**  
 （制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター  
**「給付奨学金シミュレーション」**  
 （自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。）

